

粉河・河南学校給食センター
調理配送及び施設衛生管理業務

プロポーザル実施要領

令和6年11月

紀の川市教育委員会

1 目 的

この要領は、紀の川市粉河学校給食センター及び河南学校給食センターにおける調理配送及び施設衛生管理業務を民間委託するにあたり、事業者から豊富な経験に基づく企画提案を受け、安全安心な給食を提供できる優れた事業者を選定することを目的とする。

2 委託業務概要

(1) 委託業務名

粉河・河南学校給食センター調理配送及び施設衛生管理業務

(2) 委託業務内容

別紙「粉河学校給食センター調理配送及び施設衛生管理業務仕様書」「河南学校給食センター調理配送及び施設衛生管理業務仕様書」参照

(3) 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 12 年 3 月 31 日 (5 年間)

また、契約締結の翌日から令和 7 年 3 月 31 日までの間を開設準備期間とし、業務の開始準備や調理員の確保等を行うものとする。

(4) 給食開始予定日

令和 7 年 4 月 10 日

(5) 提案上限額

総額 1,014,800,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)

3 参加資格

(1) このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件のいずれにも該当する者とする。なお、複数の企業による共同参加は認めない。

①紀の川市入札等参加資格者名簿「給食（学校・保育所）」に登録があること。

②地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

③参加申込書提出期限日から契約候補者選定日までの期間において、紀の川市建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱（平成 19 年紀の川市告示第 21 号）に基づく指名停止を受けていないこと。

④紀の川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 23 年紀の川市条例第 11 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。

⑤会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続の開始が決定されている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続の開始が決定されている者を除く。）でないこと。

⑥国税及び地方税（市内に本社・本店又は本社・本店より入札及び契約に関する委任を受けた支店・営業所がある場合）に滞納がないこと（徴収猶予の扱いを受けている者

を除く。)

- ⑦賠償責任保険に加入している者であること。
- ⑧学校給食法ほか学校給食関係法令等を熟知し、学校給食の趣旨を十分に理解するとともに文部科学省の「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」を遵守した業務が遂行できること。
- ⑨学校給食調理配送業務において、過去5年以内に、学校給食調理施設での履行実績があること。
- ⑩過去3年以内に、食品衛生法に基づく営業処分を受けていないこと。
- ⑪提案上限額内において、「粉河学校給食センター調理配送及び施設衛生管理業務仕様書」及び「河南学校給食センター調理配送及び施設衛生管理業務仕様書」に基づく業務履行が可能であること。

(2) 前項①に該当しない者が、当該プロポーザルに参加する場合には、次に掲げる書類の提出を求め、要件を満たしている場合は参加することができる。

- ①履歴事項全部証明書の写し（発行後3月以内のもの）
- ②印鑑証明書（発行後3月以内のもの）
- ③使用印鑑届
- ④委任状（支店・営業所等に当該業務に関する行為を委任する場合に限る。）
- ⑤財務諸表（直近2年度分）貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書
※株式会社でない場合、法人形態によって作成が義務付けられている決算書類。また、財務諸表もしくは決算書類等には監査報告書、公認会計士・税理士等の専門家が確認したことを証する書類等を添付すること。
- ⑥市税について市の発行する未納がない証明書（本社が紀の川市内の場合）
- ⑦消費税及び地方消費税並びに法人税に未納がないことを証明する書類（納税地を所管する税務署が発行する納税証明書の様式その3の3）

4 手続等

(1) 事務担当部局

紀の川市教育部教育総務課 河南学校給食センター

住所 : 〒649-6122 和歌山県紀の川市桃山町元 142 番地 3

電話 : 0736-66-1181

E-mail : k150241-001@city.kinokawa.lg.jp

(2) スケジュール

令和6年11月1日（金）	公告・HP 掲載
令和6年11月5日（火）～ 令和6年11月13日（水）	質問受付期間
令和6年11月5日（火）～ 令和6年11月20日（水）	参加表明書提出期間

令和6年11月13日(水)	質問回答
令和6年11月22日(金)～令和6年12月3日(火)	企画提案書等提出期間
令和6年12月17日(火)	審査 (プレゼンテーション等)
令和6年12月26日(木)	結果発表(公表、通知)
令和6年12月26日(木)～令和7年1月10日(金)	契約内容協議、契約締結

(3) 質問書の提出

- ① 提出先 紀の川市教育部教育総務課 河南学校給食センター
- ② 受付期間 令和6年11月5日(火)～令和6年11月13日(水) 午後2時
- ③ 提出方法 受付期間内での質問書(様式第1号)による電子メールでの提出に限り、電子メールの件名は「粉河・河南学校給食センター調理配送及び施設衛生管理業務にかかる質問書」としてください。まとめて1回のみの提出とし、電子メール送信後、事務担当部局に電話にて着信確認を行ってください。
- ④ 質問内容 実施要領、企画提案書等作成要領及び仕様書に係る質問に限り、評価及び審査に係る質問は一切受け付けません。
- ⑤ 回答方法 令和6年11月13日(水)に、全員に電子メールで行います。

(4) プロポーザル参加表明書の提出

本プロポーザルの参加に応じる場合は、受付期間内にプロポーザル参加表明書(様式第2号)を提出してください。受付期間内に提出がない者の参加は認めません。

- ① 提出先 紀の川市教育部教育総務課 河南学校給食センター
- ② 提出書類 プロポーザル参加表明書(様式第2号) 1部
- ③ 受付期間 令和6年11月5日(火)～令和6年11月20日(水) 午後4時
- ④ 提出方法 受付期間内の午前9時から午後4時までの間に提出先に持参してください。受領確認のため受領書を交付します。
- ⑤ その他 プロポーザル参加表明書提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届(様式任意)を提出してください。

(5) 企画提案書等の提出

プロポーザル参加表明書を提出した者は、受付期間内に企画提案書等を提出してください。受付期間内に企画提案書等の提出がない者の参加は認めません。

- ① 提出先 紀の川市教育部教育総務課 河南学校給食センター
- ② 提出書類 「粉河・河南学校給食センター調理配送及び施設衛生管理業務企画提案書等作成要領」のとおり。
- ③ 受付期間 令和6年11月22日(金)～令和6年12月3日(火) 午後4時
- ④ 提出方法 受付期間内の午前9時から午後4時までの間に提出先に持参してく

ださい。

(6) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

プレゼンテーション及びヒアリングを「粉河・河南学校給食センター調理配送及び施設衛生管理業務プレゼンテーション及びヒアリング実施要領」のとおり実施します。なお、プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、企画提案書等の受付順とし、企画提案書等の受付期間終了後に、開始時間の通知を電子メールで行います。

5 審査及び選定

- (1) 企画提案書等の審査及び優秀者の選定を行うため、粉河・河南学校給食センター調理配送及び施設衛生管理業務にかかるプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置します。
- (2) 審査項目は提案書1から6までの内容のみとします。
- (3) 審査委員会が企画提案書等による書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、評価点数により最優秀者及び優秀者各1社を特定します。なお、評価点数が同点の場合は、見積金額の低い方を特定するものとし、見積金額も同額の場合はくじ引きにより特定します。
- (4) 参加表明書の提出が1社となった場合でも、プレゼンテーション及びヒアリングを行い本業務における委託者選定は有効とします。ただし、総合点数における満点の2分の1に満たない場合は、契約をしません。
- (5) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合や、プレゼンテーション及びヒアリングにおいて虚偽の説明を行った場合は失格とします。
- (6) 特定結果は、参加者全員に「特定結果通知書」にて通知するほか、最優秀者については市ホームページで公開する。なお、審査結果に関する異議の申し立ては受け付けません。

6 契約

- (1) 審査委員会が特定した最優秀者を契約の相手方とし、委託契約の内容及び契約金額について協議の上、随意契約を行います。なお、契約内容は「粉河学校給食センター調理配送及び施設衛生管理業務仕様書」及び「河南学校給食センター調理配送及び施設衛生管理業務仕様書」の記載事項及び本プロポーザルでの提案事項を満たすものとし、契約金額は、本書記載の提案上限額以内とします。
- (2) 辞退等により、最優秀者と契約ができない場合は、優秀者を契約の相手方とします。優秀者も契約ができない場合は、審査委員会にて協議するものとします。

7 その他

- (1) 企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、その一切を参

加に応じた者の負担とします。また、企画提案書等は返却しません。

- (2) 参加者は1つの提案しかできないものとし、提出後の企画提案書等の変更、差し替え又は再提出は認めません。
- (3) 企画提案書等の著作権は、参加者に帰属します。ただし、紀の川市が選定結果の公表等に必要な場合には、企画提案書等の全部又は一部を無償で利用できるものとします。
- (4) 提出された企画提案書等は、企画提案書等の特定以外に提出者に無断で使用しません。なお、紀の川市情報公開条例（平成17年紀の川市条例第9号）の規定による請求に基づき、第三者に公開することができるものとします。ただし、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報は非公開とし、プロポーザル方式の契約候補者選定前において決定に影響があるおそれがあるため、決定後の公開とします。
- (5) プロポーザル審査の過程については一切公表しません。
- (6) 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とします。
- (7) 以下の場合は失格とします。
 - ① 提出された書面に虚偽の記載があった場合
 - ② 不正又は公平さを欠く行為等があった場合
 - ③ 参加資格の要件を満たしていない又は、満たすことが出来なくなった場合
 - ④ 見積額が提案上限額の総額を超える場合
- (8) 紀の川市が追加資料等の提出を求めた場合には、迅速に応じること。